

第5章 誘導施設

(1) 基本的な考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべきとされる都市機能増進施設です。

都市機能誘導区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、現在不足している機能（施設）や今後とも維持が求められる機能（施設）を対象に設定します。

また、誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、以下の施設等を定めることが考えられます。

- ・ 高齢化の中で必要性の高まる施設
(病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他)
- ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設
(幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設等)
- ・ 集客力があり、まちの賑わいを生み出す施設
(図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設等)
- ・ 行政施設（行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等）

(都市計画運用指針より)

表 拠点類型毎に想定される各種機能

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■ 中核的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニケーション 等
子育て機能	■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m ² 以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇m ² 以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

資料：国土交通省 立地適正化計画作成の手引き

■その他留意事項

誘導施設については、以下の留意事項が定められています。

- i) 都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに留意し、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが望ましい。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に 転出してしまう恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられる。
- ii) 誘導施設の種類に応じて、福祉部局、商業部局等の関係部局と調整を図った上で設定することが望ましい。なお、例えば医療施設を誘導施設として定めようとするときは、医療計画の策定主体である都道府県の医療部局との調整が必要となる等、都道府県と調整することが必要となる場合があることにも留意が必要である。

(都市計画運用指針より)

(2) 国東市における誘導施設の考え方

「立地適正化計画の手引き」に示される「拠点類型毎において想定される各種機能」を念頭に、現在の各都市機能の立地状況を踏まえ、本市における都市機能誘導区域内に新規に誘導、または既に立地しているが今後も維持・拡充すべき施設について、次の通り、誘導施設として設定します。

■都市機能誘導施設の設定

必要な機能	具体的な施設	立地状況（R3 時点）			誘導施設の設定		一般的な名称と定義	
		用途地域内		都市計画区域内用途地域外	◎：新規誘導 ○：維持・拡充		一般的な名称	定義
		都市機能誘導区域内	都市機能誘導区域外					
行政機能	市役所	○	—	—	市全域から市民が訪れる行政窓口であり、今後も機能維持・拡充の必要がある。	○	市役所	地方自治法第 4 条第 4 項に定める事務所
介護福祉機能	通所系施設	×	○	○	高齢者や障がい者にとって日常生活に必要な生活利便施設であり、公共交通の利便性の高い都市機能誘導区域内での維持・拡充を図る必要がある。	◎	通所リハビリテーション	介護保険法第 8 条第 1 項に定める居宅サービス
							地域密着型通所介護	介護保険法第 8 条第 14 項に定める地域密着型サービス
							通所型サービス	介護保険法第 115 条の 45 第 2 項に定める包括的支援事業施設
	入所系施設	×	×	×	高齢者の居住の安全を確保するための施設であり、公共交通の利便性の高い都市機能誘導区域内での維持・拡充を図る必要がある。	◎	サービス付高齢者向け住宅	高齢者の居住の安全確保に関する法律第 5 条に定める施設
住宅型有料老人ホーム ケアハウス（軽費老人ホーム） シニア向け分譲マンション 健康型有料老人ホーム							介護保険法第 8 条 25 項に定める介護保険施設	
子育て機能	子育て支援センター	×	○	×	子育てに関する相談や活動等の拠点として維持・拡充の必要がある。	◎	子育て支援センター	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に定める地域子育て支援拠点事業施設
	病児・病後児保育施設	×	×	×	子育て世代の日常生活に必要な施設として、公共交通の利便性の高い都市機能誘導区域内に立地誘導する必要がある。	◎	病児・病後児保育施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に定める病児、病後児保育事業施設
商業機能	大規模小売店舗（店舗面積 1,000 ㎡以上）	○	○	×	日常生活を支え、賑わいを創出するために必要な施設として、立地の維持・拡充を図る。	○	大規模商業施設	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗で、店舗面積が 1,000 ㎡を超える店舗
医療機能	病院	×	×	○	総合的な医療サービスを受けることができる重要な機能であり、公共交通の利便性の高い場所に立地誘導する必要がある。	◎	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院
	診療所（内科・小児科・外科を含むもの）	○	○	×	市民の健康のため、身近に必要な機能であり、都市機能誘導区域内において、今後も維持・拡充の必要がある。	○	診療所	医療法第 1 条の 5 第 2 項に定める診療所のうち、内科・小児科・外科を含むもの
	診療所(産婦人科を含むもの)	×	×	×	子育て環境の充実を図るため、利便性の高い都市機能誘導区域への新規誘導を図る。	◎	診療所	医療法第 1 条の 5 第 2 項に定める診療所のうち、産婦人科を含むもの
健康・教育・文化機能	総合文化センター・図書館	○	—	—	全市民を対象とした教育文化の拠点となる機能であり、今後も公共交通の利便性の高い場所で維持・拡充する必要がある。	○	総合文化センター	市民の福祉を増進する目的をもった音楽、演劇、舞踊、映画等文化芸術事業のための設備を有する施設
							図書館	図書館法第 2 条に規定する施設（地方公共団体が設置する公立図書館）